

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中川村	大草北部(飯沼、美里、北組)	令和4年11月	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	95.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	48.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	42.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・山間で標高差があり農地の規模が小さく畦畔管理の負担が大きい。
- ・効率の良い大型の農業機械を使える農地が少ないため農地の集約化が難しい。
- ・他地区より農業者の高齢化が進んでおり、担い手不足が深刻化している。
- ・鳥獣害の被害が多く、被害防止柵等の維持管理が負担となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針(案)

飯沼
<ul style="list-style-type: none"> ・天竜川沿いの水田は比較的耕作条件は良いが、地区内の担い手不足から、耕作条件の改善を図り、担い手等へ集約化する。 ・上記以外の農地は多面的機能支払交付金・中山間交付金等を活用し地域の農業者により耕作を継続していく。 ・飯沼棚田は地主、地域の協力を得ながら新たな担い手が管理・耕作し、景観を維持していく。 ・天竜河原田は竜東線の計画があるので、改良計画に併せてほ場再整備について検討していく。
美里
<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金・中山間交付金等を最大限活用し基本的に地域の農業者により耕作を継続していく。 ・高齢化等による離農者の農地については、新たな担い手の受け入れにより耕作を維持する。 ・労力のかかる畦畔の除草管理については、省力化技術やスマート農業の導入(抑草剤、機械化)で負担軽減を図る。 ・労力がかからず、より収益性のある品目の導入(花卉類、果樹類)を図る。 ・山際は林地化していく。
北組
<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の大きい水田については高収益な適作品目などに転換していく。 ・多面的機能支払交付金・中山間交付金等を活用し、当面は地域の農業者により引き続き耕作を継続していく。 ・将来的には他地区からの担い手農業者や担い手法人を受け入れていく。さらに、水路の維持など、地区と法人の関わりについても検討していく。 ・条件の悪いほ場や山際のほ場は非農地判断とするも、山林との間に原野地帯を設ける。 ・高齢者世帯農地および不在地主所有農地は、中間管理機構へ集約する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	米山正治	野菜、果樹	1.3 ha	野菜、果樹	- ha	
認農	米山俊雄	果樹	3.1 ha	果樹	- ha	
認就	種田大輔	野菜	0.5 ha	野菜	- ha	
認農法	(農)法人みなかた	水稲、他	2.1 ha	水稲、他	- ha	
認農法	(農)ばばな農園	水稲、他	13.7 ha	水稲、他	- ha	
計	5人		7 ha		0 ha	

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中川村	大草中部(下平、中組、沖町)	令和4年11月	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	65.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	45.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	29.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・10a程度の小規模な農地が多く、効率の良い大型の機械を使えないため農地の集約化が難しい。
- ・戸当たりの農地所有面積が小さく、担い手農家が少ない。
- ・農業者の高齢化が進み耕作放棄地が増加している。
- ・住宅地域に農地が点在しているため基盤整備事業が難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針(案)

中組	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は農地所有者・地域の農業者により耕作・管理を継続していく。 ・山間部や狭小地等の条件不利地については、非農地化の検討を行う。
沖町	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金を利用し、当面は農地所有者・地域の農業者により耕作・管理を継続していく。 ・太子原は当面は水田として、地域内外の担い手へ農地を集約していく。 ・山間部や狭小地等の条件不利地については、非農地化の検討を行う。 ・農振地域の見直しを検討する。
下平	<ul style="list-style-type: none"> ・不在地主・高齢者世帯等で管理が難しい農地は、多面的機能支払交付金を活用して維持していく。 ・ほ場整備された水田については地域の担い手農業者または担い手法人へ集約していく。 ・ほ場整備された水田以外の小規模な農地については引き続き土地所有者や地域の農業者が中心となり管理していく。 ・担い手および指導者の育成も将来に向けて行っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(農)法人みなかた	水稲、他	2.1 ha	水稲、果樹	0.1 ha	
認農法	富永農園株式会社	果樹、水稲	18.4 ha	果樹、水稲	0.2 ha	
到達	森山 峯和	水稲、他	2.1 ha	水稲、他	- ha	
到達	藤木 孝人	水稲、他	2 ha	水稲、果樹	- ha	
計	4人		24.6 ha		0.3 ha	

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中川村	大草南部(三共、南陽、桑原)	令和4年11月	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	64.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	45.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	29.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・10a程度の小規模な農地が多く、効率の良い大型の機械を使えないため農地の集約化が難しい。
- ・山際や洞地域の荒廃が進んでおり、一部山林化が進んでいる農地も見られる。
- ・農業者の高齢化が進み耕作放棄地が増加している。
- ・農地の宅地化が進んでおり、基盤整備事業の導入が困難である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針(案)

三共	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的・中山間交付金を利用し、当面は農地所有者・地域の農業者により耕作・管理を継続していく。 ・ほ場整備された水田については地域の担い手農業者または担い手法人へ集約していく。 ・小規模な農地については引き続き土地所有者や地域の農業者が中心となり管理していく。
南陽	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的・中山間交付金を利用し、当面は農地所有者・地域の農業者により耕作・管理を継続していく。 ・ほ場整備された水田については地域の担い手農業者または担い手法人へ集約していく。 ・小規模な農地については高収益作物への転換を検討し、水田からの転換を図る。
桑原	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には他地区からの担い手農業者や担い手法人を受け入れていく。 ・高収益作物への転換を検討し、水田からの転換を図る。 ・山間の傾斜地等の将来的に管理が困難な農地は非農地化の検討を行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	中山晶行	水稲、果樹	3 ha	水稲、果樹	0.1 ha	
認農法	(農)法人みなかた	水稲、他	2.1 ha	水稲、他	- ha	
認農法	(農)法人三幸	施設きのこ	- ha	施設きのこ	- ha	
到達	藤木 孝人	水稲、他	2 ha	水稲、他	- ha	
計	4人		7.1 ha		0.1 ha	

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中川村	葛島(葛北、柏原、渡場、柳沢)	令和4年11月	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	147.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	102.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	52.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	42.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・標高差のある地帯で低段(柏原・渡場)は中規模(20～30a)に基盤整備がされ効率の良い耕作が可能。
- ・担い手農家が少なく、高齢化により荒廃が進んでいる。
- ・果樹については比較的担い手農家がいるが、それぞれがカバーできる面積以上に遊休化が進んでいる。
- ・比較的基盤整備が進んでいるが、段丘地帯であり、集団的な作業の効率化に支障となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針(案)

- 柳沢**
- ・多面的・中山間交付金を利用し、当面は農地所有者・地域の農業者により耕作・管理を継続していく。
 - ・ほ場整備された水田については地域の担い手農業者または担い手法人へ集約していく。
 - ・小規模な農地については引き続き土地所有者や地域の農業者が中心となり管理していく。
 - ・生産効率や耕作条件の悪い農地は林地化していく。
 - ・鳥獣被害の少ない作物(とうがらし)などへの転換も検討する。
- 葛北**
- ・多面的機能支払交付金を利用し、当面は農地所有者・地域の農業者により耕作・管理を継続していく。
 - ・ほ場整備された水田については地域の担い手農業者または担い手法人へ集約していく。
 - ・水田からりんごなどの果樹への転作を促し、段丘を活かした多品種生産などに取り組む。
 - ・担い手の育成と多角化を図っていく。
- 柏原**
- ・多面的・中山間支払交付金を利用し、当面は農地所有者・地域の農業者により耕作・管理を継続していく。
 - ・ほ場整備された水田については地域の担い手農業者または担い手法人へ集約していく。
 - ・段丘の地形を活かした果樹栽培や畑作を促し、新たな担い手農業者の受け皿となる農地づくりに取り組む。
 - ・後継者や担い手の育成を検討していく。
- 渡場**
- ・多面的機能支払交付金を利用し、当面は農地所有者・地域の農業者により耕作・管理を継続していく。
 - ・ほ場整備された水田については地域の担い手農業者または担い手法人へ集約していく。
 - ・小規模な農地については引き続き土地所有者や地域の農業者が中心となり管理していく。
 - ・スマート農業などを導入し、効率よく営農をする。
 - ・後継者の育成や担い手の発掘をしていく。
 - ・飛び飛びになっている農地を集約する。
 - ・高齢者世帯で管理が難しい農地は、中間管理機構等へ集約して担い手を探す。
 - ・将来の耕作について、行政・農業委員会が助言できるシステムを作る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	下平道広	水稻、果樹	6.5 ha	水稻、果樹	— ha	
認農	富永朝和	そば、果樹	5.3 ha	そば、果樹	— ha	
認農	富永農園株式会社	果樹、水稻	18.4 ha	果樹、水稻	0.2 ha	
認農	北島保秀	果樹、園芸	5.3 ha	果樹、園芸	— ha	
認就	北島遊	果樹、水稻	4.6 ha	果樹、水稻	— ha	
認就	石川亜樹則	果樹	0.7 ha	果樹	— ha	
認就	榊原明宣	野菜	0.5 ha	野菜	— ha	
到達	下平和幸	果樹	1 ha	果樹	— ha	
認農法	(合)南向醸造	果樹	1.8 ha	果樹	— ha	
認農法	(農)法人みなかた	水稻、ほか	2.1 ha	水稻、ほか	— ha	
認農法	(有)富永園芸	施設花卉	1.1 ha	施設花卉	— ha	
計	12人		47.3 ha		0.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中川村	片桐北部(横前、針ヶ平、小平)	令和4年11月	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	118.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	101.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	68.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	51.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・3地区共に水田、果樹、畑地がまとまっており農業が盛んな地域であるが、高齢化や後継者のいない農家が多くなっている。
- ・横前・小平地区は片桐北部ほ場整備事業(平成元年度実施)により中規模(20～30a程度)の水田・果樹園が多いが、ため池や水路等の施設の老朽化が進み、改修が必要である。
- ・水田・果樹共に現在大規模に経営している農家が耕作できなくなった場合のフォロー体制の検討が必要。
- ・針ヶ平地区では後継者のいない樹園地が伐採され、遊休化している農地が増えている。
- ・針ヶ平地区では水利が無く、灌水のための水が確保が困難。
- ・横前地区で一部不在地主の耕作放棄地があり、現在は近隣の農業者により管理されている。
- ・不在地主の耕作放棄地の草刈りを近隣住民で実施しているが、地区や村で対応の検討をしてほしい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

横前地区

- ・水田については半分以上のほ場を現在の認定農業者1経営体が担い、それ以外は集落協業経営、または個人農家にて耕作する。また、長期的に安定した農地利用を図るため、現在の担い手の法人化もしくは新たな法人の参入を検討していく。
- ・畑地・樹園地については認定農業者・認定就農者が引き続き現在の経営を継続していくほか、高齢農家の樹園地については新たな農業者の受け入れを促進することにより経営を継承していく。
- ・新規就農者の受け入れにあたっては、地域で農地や住宅の確保等の受け入れ体制の整備を図る。
- ・担い手農業者の引き受け面積増加につなげるため、大きな負担となっている除草管理を貸し手側も行うほか、多面的機能支払交付金の活用を検討していく。
- ・ほ場整備された農地以外の小規模な農地については引き続き土地所有者が中心となり管理していく。
- ・不在地主・高齢者世帯等で管理が難しい農地は多面的機能支払交付金の活用を検討していく。
- ・水稻農家の水利費負担軽減のため、認定農業者や水利組合、水環境の代表で協議を行う。

針ヶ平地区

- ・畑地・樹園地については引き続き現在の中心経営体が経営を継続していくほか、他地区の中心経営体あるいは飯島町の担い手法人等の受け入れを促進していく。
- ・高齢農家の樹園地・畑地については認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより経営を継承していく。
- ・山際や小規模な農地については引き続き土地所有者が中心となり管理していく。不在地主・高齢者世帯等で管理が難しい農地は多面的機能支払交付金の活用を検討していく。
- ・畑地としての基盤整備の促進により、担い手の新規参入を促していく。

小平地区

- ・水田については大規模に経営する横前地区・飯島町の中心経営体へ集積する。
- ・国道周辺の樹園地については、認定農業者1経営体に加え、新規就農者の受け入れを促進する。
- ・白鷺原については引き続き中山間地域等直接支払交付金を活用して農地や鳥獣被害防止柵等の維持管理を図る。
- ・住宅周辺の小規模な農地については引き続き土地所有者が中心となり管理していく。
- ・山際の借り手のつかない農地は植樹して山林化していく。
- ・不在地主・高齢者世帯等で管理が難しい農地は多面的機能支払交付金の活用を検討していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	浦上卓也	果樹、水稻	2 ha		— ha	
認農	小林治雄	水稻、野菜	18.7 ha	水稻	0.1 ha	
認農	松沢吉久	果樹、野菜	1.2 ha		— ha	
到達	西村武	果樹	0.6 ha		— ha	
認農	宮崎政彦	果樹	4 ha		— ha	
認農	高橋敬太郎	施設野菜	1.3 ha		— ha	
認農法	(有)アクアロマン	施設野菜	9 ha		— ha	
認農法	(有)小町園	苗木	5.3 ha		— ha	
認就	大石将司	野菜	0.9 ha		— ha	
認就	中村健志	野菜	1.5 ha		— ha	
認就	山岸さやか・純二	果樹	1.3 ha		— ha	
認農	塩澤正登	水稻	5.4 ha		— ha	
認就	松澤広	施設花卉	0.2 ha		— ha	
認就	酒井恵・淳	施設野菜	0.4 ha		— ha	
認農法	(株)本郷農産	雑穀	— ha		— ha	
計	14人		51.8 ha		0.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中川村	片桐中部(竹ノ上、小和田、牧ヶ原)	令和4年11月	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	61.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	17.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・竹ノ上地区は片桐北部ほ場整備事業(平成元年度実施)により中規模(20a程度)の水田が多いが、地形的に畦畔が大きく維持管理に労力がかかる。施設の老朽化が進み、改修が必要な水路が増えている。
 ・小和田地区は国道周辺、天竜川沿いに水田がまとまっているが、ほ場整備されていないため小規模(10a程度)なほ場が多く大規模な土地利用型の経営には不向き。また、近年は豪雨により天竜川の水が増水することにより浸水被害を受けるほ場が多く、耕作者の負担が大きくなっている。排水等に問題があり借り手のつかないほ場がある。
 ・牧ヶ原地区はほ場整備により中規模(20a程度)の水田が多い。牧ヶ原開田組合により水利施設の維持管理がされているが、揚水費負担などが課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

竹ノ上地区

- ・上段の比較的大きなほ場は中心経営体である認定農業者1経営体を中心に集積していく。
- ・小規模な農地については、当面個々の農家が中心となり管理していく。
- ・農道・水路の整備や法面の除草管理は多面的機能支払交付金・中山間交付金を活用していく。

小和田地区

- ・国道・天竜川沿いの水田については農地のかさ上げ、ほ場整備事業実施によりほ場を大規模化した後、中心経営体である認定農業者等へ集積していく。自作希望の個々の農家の水田については、ほ場整備実施区域に小区画のほ場をまとめて整備する。もしくは既存の水田を利用する。
- ・大規模化したほ場へはスマート農業(農機の自動運転、自動水管理)を取り入れ、省力化により担い手の安定的な経営を図る。
- ・ほ場整備された水田以外の小規模な農地については引き続き土地所有者が中心となり管理していく。不在地主・高齢者世帯等で管理が難しい農地は多面的機能支払交付金の活用を検討していく。
- ・山際の小規模な農地については山林化していく。

牧ヶ原地区

- ・揚水費負担等の問題解決のため、水田利用から畑作利用へ転換し担い手への集約化を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(合)天のなかがわ	水稲、野菜	6.7 ha		— ha	小和田
認就	小林稔之	果樹	0.6 ha		— ha	小和田
認就	荒井基	果樹、水稲	1.3 ha		— ha	小和田
認農	荒井健治	麦類	3.5 ha		ha	竹ノ上
到達	藤川豪将	水稲	2.6 ha		ha	小和田
計	6人		14.7 ha		0 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中川村	前沢洞(中央、中通、上前沢)	令和4年11月	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	87.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	34.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	25.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.3ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・ほ場整備事業がされている前沢洞は中規模(20a程度)の農地が多いものの、その他の地区はほ場整備されていないため、不整形・小規模な農地が多く、土地利用型の耕作に適さない。また、畦畔が大きいため集約化が難しい。
- ・中通・上前沢地区の果樹の耕作者が高齢化により離農者が増えている。新たな担い手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中央地区

- ・ほ場整備された水田の農地利用は、当面現在の担い手が主体となって担う。
- ・ほ場整備された農地以外の小規模な農地については、当面個々の農家が中心となり管理していく。
- ・農道・水路の整備や法面の除草管理は多面的機能支払交付金・中山間交付金を活用していく。
- ・水はけが悪い、集約化には不向きな小規模な農地など、耕作条件が悪いほ場については、耕作条件改善事業等の補助事業を活用し整備を図る。または盛土等で畑地化し、野菜・園芸作目での担い手農業者の受け入れを図る。
- ・野菜については減農薬・有機栽培などで特色のある農業を推進していく。また、現在の有機栽培農家へ農地を集積する。

中通地区

- ・ほ場整備された水田の農地利用は、当面現在の担い手が主体となって担う。
- ・農道・水路の整備や法面の除草管理は多面的機能支払交付金・中山間交付金を活用していく。
- ・果樹園地帯の後継者については認定農業者や認定新規就農者など、新たな担い手の受入れを促進することにより対応していく。
- ・野菜については減農薬・有機栽培などで特色のある農業を推進していく。また、現在の有機栽培農家へ農地を集積する。

上前沢地区

- ・ほ場整備された水田の農地利用は、当面現在の複数の担い手が主体となって担う。
- ・ほ場整備された農地以外の小規模な農地については、当面現在の担い手と個々の農家が管理していく。
- ・補助事業等を活用した小規模な区画整理を行うことで、担い手への農地集積を促進する。
- ・農道・水路の整備や法面の除草管理は多面的機能支払交付金・中山間交付金を活用していく。
- ・果樹園地帯の後継者については認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・水はけが悪い、集約化には不向きな小規模な農地など、耕作条件が悪いほ場については、耕作条件改善事業等の補助事業を活用し整備を図る。または盛土等で畑地化し、野菜・園芸作目での担い手農業者の受け入れを図る。
- ・野菜については減農薬・有機栽培などで特色のある農業を推進していく。また、現在の有機栽培農家へ農地を集積する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	片桐敏	水稲、野菜	3.5 ha		— ha	
認農	桃澤勝	水稲	12.1 ha	水稲	0.25 ha	中通
認農	竹入吉伸	果樹、野菜	2.5 ha		— ha	
到達	松下保正	水稲、果樹	1.9 ha		— ha	
認農	桃澤学	果樹、野菜	1.6 ha		— ha	
認農法	(株)まつむら農園	野菜、水稲	5.5 ha	野菜、水稲	0.05 ha	横前、針ヶ平、上前沢
認就	栗山哲	果樹	2.4 ha		— ha	
認就	栗山明	施設花卉	0.6 ha		— ha	
認就	片桐達也	果樹、水稲	2.7 ha		— ha	
認就	松原永直、沙織	野菜	1 ha		— ha	
認就	大石将司	野菜	0.9 ha		— ha	
認就	永田達	野菜	1.6 ha		— ha	
計	13人		36.3 ha		0.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中川村	三田島(田島、中田島、南田島)	令和4年11月	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	87.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	31.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	24.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・60a規模の水田が多く効率の良い稲作が可能な地域。
- ・現在は個別の農業者がある程度の面積を耕作しているため、中心経営体である駒澤通利氏が引き受けきれず当面は耕作に問題は無いが、将来的には耕作できない・後継者がいない農地が増え、駒澤氏の引き受けきれない農地が出てくる可能性がある。
- ・水田についてはほ場整備から20年を超えており、水はけの悪い耕作が困難な水田が増えている。
- ・天竜川沿いの農地は地下水位が高いところが多い、農産物生産に適していない。
- ・ほ場整備されていない小規模な農地については基本的に土地所有者が管理しているが、不在地主・高齢者世帯で管理できない農地が荒れてきている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

田島地区

- ・地区内のほ場整備された水田の農地利用は、当面駒澤通利氏が主体となって担う。
- ・担い手が耕作する農地については、除草管理を地主や多面的機能支払活動組織・中山間集落協定が行うことで担い手の負担軽減を図ることを検討していく。また、担い手が経営困難にならないよう国の補助事業等を活用していく。
- ・将来的には水田経営を担う新たな担い手を確保する。
- ・長期的に安定した農地の維持を図るため、片桐地区営農組合の農事組合法人化を検討していく。
- ・果樹園地帯については認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・水はけが悪いなど、耕作条件が悪いほ場については、耕作条件改善事業等の補助事業を活用し整備を図る。または盛土等で畑地化し、野菜・園芸作目での担い手農業者の受け入れを図る。
- ・ほ場整備された水田以外の小規模な農地については引き続き土地所有者が中心となり管理していく。不在地主・高齢者世帯等で管理が難しい農地は多面的機能支払交付金の活用を検討していく。

中田島地区

- ・地区内のほ場整備された水田の農地利用は、当面駒澤通利氏が主体となって担う。
- ・長期的に安定した農地の維持を図るため、片桐地区営農組合の農事組合法人化を検討していく。
- ・水はけが悪いなど、耕作条件が悪いほ場については、耕作条件改善事業等の補助事業を活用し整備を図る。または盛土等で畑地化し、野菜・園芸作目での担い手農業者の受け入れを図る。
- ・梨・柿・桃等の畑作物については新たな担い手法人を呼び込み、耕作～加工～販売まで一貫して委託していく。
- ・ほ場整備された水田以外の小規模な農地については引き続き土地所有者が中心となり管理していく。不在地主・高齢者世帯等で管理が難しい農地は多面的機能支払交付金の活用を検討していく。

南田島地区

- ・地区内のほ場整備された水田の農地利用は、当面駒澤通利氏が主体となって担う。
- ・駒澤氏が賄いきれない場合は部分請負として水稻の耕起、代掻き、田植えを地区営農組合機械利用部は刈取は地区営農組合経由の集落内企業または新規担い手の機械を利用する。
- ・担い手が耕作する農地については、除草管理を地主や多面的機能支払活動組織が行うことで担い手の負担軽減を図ることを検討していく。
- ・長期的に安定した農地の維持を図るため、片桐地区営農組合の農事組合法人化を検討していく。
- ・麦、大豆、そばは地区営農組合の作業委託バックアップ体制を利用していく。
- ・水はけが悪いなど、耕作条件が悪いほ場については、耕作条件改善事業等の補助事業を活用し整備を図る。または盛土等で畑地化し、野菜・園芸作目での担い手農業者の受け入れを図る。
- ・ほ場整備された水田以外の小規模な農地については引き続き土地所有者が中心となり管理していく。不在地主・高齢者世帯等で管理が難しい農地は多面的機能支払交付金の活用を検討していく。
- ・地区の一部で条件の悪い水田があるので、検討が必要。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	駒澤通利	水稲、果樹	27 ha		— ha	
認農	古田昌三	水稲	1.2 ha		— ha	
認農	瀧澤富士夫	水稲、果樹	0.9 ha		— ha	
認農	北島廣美	水稲、果樹	2.8 ha		— ha	
認農	西村典宏	水稲、果樹	1.7 ha		— ha	
認農	中平千賀夫	果樹	0.4 ha		— ha	
認農	矢澤有紀	果樹、野菜	0.5 ha		— ha	
農法	(有)食の安全支援隊	養鶏	0.2 ha		— ha	
認就	松村和寛	果樹	1 ha		— ha	
認就	有村雄一郎	果樹	0.6 ha		— ha	
計	11人		36.3 ha		0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。